

決を！ 名古屋高裁 大法廷

9月17日13時10分

長時間・過密労働が原因

豊田労働基準監督署

スギヤマ薬品は労基署決定を守れ

◎貴紀さん労災認定＝残業時間138時間

杉山貴紀さん（1977生）は大学薬学部を出てすぐに入社（本社名古屋市）に就職、豊田市の永覚店に配属されました。ところが数ヶ月後、先任者が転勤し、薬剤師は貴紀さん一人になってしまいました。営業時間は午前10時から午後9時までの11時間に及びます。この時間は薬剤師がいないと薬の販売はできません。

ドラッグストアは薬に加え一般雑貨が多く、この管理は並大抵のものではありません。この責任も新人の貴紀さんに課せられました。

◎スギヤマは安全配慮義務違反＝地裁判決

労基署の決定などなかつたごとく振舞う会社に損害賠償を求めて両親は裁判を始めました。

会社の顧問弁護士は貴紀さんの毎日の勤務内容、残業時間などすべて作文し長時間労働を隠した「証拠」を提出しました。

その結果、亡くなる前の1ヶ月間の時間外勤務は認められた分だけで138時間に及びました。豊田労働基準監督署は2004年10月に業務上労災として認定しました。

ところがスギヤマ薬品はこの決定に対しても怒りをあらわにして遺族（両親）への謝罪を拒みました。



める姿勢を貫き会社の主張をすべて退け2007年10月原告勝利の判決を下しました。

原告、弁護団はただちにスギヤマ薬品本社に出向き、判決を受け入れて遺族に謝罪することを求めました。しかし、かたくなな会社は一顧だにすることなくすぐに控訴してしまいました。

集会は12時30分から
スギヤマ薬剤師過労死損害賠償裁判